

【計画改定の目的】

○ 本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中で、社会環境の大きな変化や人々の価値観の多様化に対応した豊かな住生活を実現するため、令和3年3月に国の「住生活基本計画（全国計画）」が改定されました。

これを踏まえ、本県においても県民の豊かな住生活の安定確保及び向上を図ることを目的に「秋田県住生活基本計画」を改定します。

【計画期間】

○ 令和3年度～令和12年度



【基本方針】 いつまでも、豊かに安心して暮らせる、秋田の住まいづくり

基本目標

1 誰にもやさしく、安全で安心できる、秋田の住まいづくり

○ 自然災害が頻発・激甚化している状況を踏まえ、住宅の耐震化や地域における防災・減災対策を総合的に進め、安全・安心に暮らせる住まいづくり・まちづくりを推進します。

○ 少子高齢化の進展に伴い、高齢者が住み慣れた地域や自宅で安全で安心して暮らすことができるよう、福祉施策と連携を図りながら高齢者の住まいを確保するとともに、高齢期における良好な居住環境を備えた住まいづくりを推進します。

基本的施策

(1) 耐震診断・耐震改修の促進

(2) 災害リスク等を踏まえた住まいづくり

(3) 高齢者の住まいの確保

(4) 高齢者が自立して暮らすことができる居住環境の実現

(5) 空き家対策の推進

(6) 住情報提供・相談体制の充実

2 誰でも居住の安定を確保できる、秋田の住まいづくり

○ 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等、住宅の確保に配慮を要する方が安定した住生活を営むことができるよう、公営住宅の適切な供給や、民間賃貸住宅への円滑な入居等、それぞれのニーズにあった住まいの確保と重層的な住宅セーフティネットの構築により、安定して暮らせる住まいづくりの実現を目指します。

(1) 公営住宅の計画的な供給

(2) 良好な公営住宅のストックの形成

(3) 民間賃貸住宅等の活用の推進

(4) 居住支援体制の充実

3 四季を通じて、健康で快適な、秋田の住まいづくり

○ 住宅の維持管理やリフォームの適切な実施により、良質な住宅が次の世代に承継されていく住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成により、県民が健康で快適に住み続けられる住まいづくりの実現を目指します。

(1) 住まいの基本的な品質と性能の確保

(2) 適切なリフォームの推進

(3) 良質な住宅ストックの承継のための循環システムの構築

(4) 分譲マンションの適切な管理の促進

4 自然にやさしく、環境に配慮した、秋田の住まいづくり

○ 環境負荷の低減に資する住宅の普及を促進し、森林資源の循環利用に資する木材の利用を促進することで、2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量の差をゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現に貢献するとともに、自然にやさしく環境に配慮した住まいづくりの実現を目指します。

(1) 環境負荷の低減に資する住宅の普及促進

(2) 自然環境に配慮した住まいづくり

(3) 森林資源の循環利用に資する木材の利用促進

5 地域の特性を活かした、個性のある、秋田の住まいづくり

○ 秋田の気候・風土や歴史・文化を活かした住まいづくり・まちづくりを推進します。
○ 地域における主体的な取り組みの支援による、地域特性を活かした魅力ある住まいづくり・まちづくりを推進します。

(1) 秋田の気候・風土に根ざした住まいづくりの推進

(2) 付加価値の高い魅力あるまちなみづくり

(3) 地域コミュニティの形成

(4) 地域特性を活かした建築技術の向上と情報の共有化

(5) 県産材の活用による住まいづくり

6 コミュニティ豊かで、活力あふれる、秋田の住まいづくり

○ 多様な居住ニーズに柔軟に対応するとともに、住宅を安心して購入・賃借のできる住宅市場の整備を推進します。
○ ふるさと秋田への移住・定住支援や子育て世帯等に対する支援により、地域コミュニティの沈滞化を防ぐとともに、街なか居住による賑わいの創出、多世代による活力と魅力のある住まいづくり・まちづくりを推進します。

(1) 多様な居住ニーズに対応した住まい方の提案、情報提供

(2) 子どもを産み育てやすい住環境づくりへの支援

(3) 安全で安心な住宅市場の整備

(4) 住宅分野におけるデジタル新技術の普及

(5) 街なか居住の促進

(6) 市街地の賑わい創出の促進